

キプロスの銀行預金課税の背景

1 はじめに

最初に今回のキプロスの問題を整理すると、キプロス救済のためにEUは、約100億ユーロの支援を行うにあたり、キプロスに対して、利子所得ではなく、銀行預金に1度だけ課税をすることを求めたのである。日本から見ると、キプロスは、まず、どのような国であるのかという理解から始まるものと思われるが、過去においてキプロスの銀行が日本の新聞に取り上げられた事件があったのである。本稿は、この事件にまで遡り、今回の銀行預金課税の背景について述べることにする。

2 スケトウダラ漁と裏金問題

2010年12月に新聞報道された事件であるが、札幌及び仙台国税局が、日本のスケトウダラの漁業会社4社に対して、ロシア国境警備局の係官に対して金銭を提供し、この経理処理を仮装隠蔽したと指摘したことがその内容である。そして、これら4社は、その資金の一部をキプロス等の金融機関に作った法人名義口座に送金していたのである。

新聞では、税務調査等の内容に重点が置かれた報道が行われたが、筆者が最初に感じたことは、何故、日本の漁業会社がキプロスを利用したのかという点であった。後述するが、キプロスは、タックスヘイブンである。しかし、タックスヘイブンであれば、ケイマン島等、他に有名な国等もあることから、キプロスを利用した理由が判らなかったのである。

私の知人の税理士で、マルタ島で語学研修を受けた経験のある男がおり、彼は中々の事情通であることから、新聞報道されないキプロス利

用の事情を聞いてみた。彼の説によると、キプロスは、海運等が盛んであることから、ロシアとの経済的な繋がりも、船関係であるというものであった。この知人の説を信用してよいかどうかは別問題として、ロシアが地中海のタックスヘイブンと関連があることは事実であり、推測するところ、日本の漁業会社は、ロシア側から銀行口座を設置する国を指定されたのではないと思われる。

3 キプロスの税制

日本の外務省の資料によれば、キプロスの面積は四国の約半分程度、人口は約86万人であり、主たる産業は、観光業、金融業、海運業となっている。なお、2004年5月にキプロスは、EUに加盟している。

この国は、すでに述べたように、タックスヘイブンとして有名である。法人税では、基本税率が10%であり、配当、利子、使用料所得に対する源泉徴収は、原則として0である。個人に対する所得税は、最高税率が30%である。なお、遺産税及び贈与税の課税はない。

4 キプロスの租税条約網

租税条約では、キプロスは、日本との間で条約を締結していないが、フランス、ドイツ、イタリア、ロシア、英国、米国等と租税条約を締結している。タックスヘイブンであるキプロスが多くの租税条約を締結していることは、タックスプランニングを行う者にとっては、有利な状況である。

この租税条約網から分析できることは、かつて締結されていた米国・オランダ領アンチルとの間の租税条約（以下「米国・アンチル租税条

Topics of International Taxation

約」という。)の利用と同じ状況が、キプロスとロシアの間にあるということである。なお、この米国・アンチル租税条約は、1987年に終了している。

米国・アンチル租税条約の例から始めると、米国以外の国々、特に、米国と租税条約を締結していない南米の国等は、これらの国の居住法人が米国に投資を行えば、米国源泉の投資所得に対して、米国国内法により30%の税率による源泉徴収が課税されるのであった。また、米国・アンチル租税条約の適用時、米国における非居住者の不動産譲渡には、課税上の抜け道があった(この抜け道は、その後の税制改正によりふさがれている)。

次に、米国への直接的な投資では課税上不利なことから、米国と租税条約を締結しているオランダ領アンチルに法人を設立して米国に投資することが行われた。これは、租税条約の不正利用であるトリティ・ショッピングであるが、当時は、現在ほどこれに対する問題意識が顕在化しておらず、1971年には、有名なエイキンズ事案等の判決があったが、米国が本格的にこの問題に対応したのが、1977年及び1981年制定の米国モデル租税条約であり、その系譜が現行の日本の租税条約にも規定されている特典制限条項へと繋がるのである。

キプロスの租税条約網に話を戻し、前出のアンチルをキプロスに、米国をロシアに置き換えてみると、対ロシア投資を行う拠点としてのキプロスの価値が判ることになる。すでに述べたように、キプロスの法人税率は10%であり、国内法として投資所得に対する源泉徴収がない。これらのことから、旧ソ連邦の国々への投資を目論む国からすると、キプロスに法人等を設立して、ロシア等への投資を行うことは、課税上有利になるものと思うのが一般的である。すなわち、投資先のロシアにおいて、租税条約の適用により課税が軽減され、居住地国であるキプロスにおいて低税率の課税になることから、全体としての税負担は少なくなるといえよう。

このような事態に対する対応策として、2010年10月にキプロス・ロシア租税条約の一部が改正署名されている。当然、ロシア側としては、この「キプロスの窓」ともいべき投資ルートが租税回避に利用されていることは気づいていることから、上記の一部改正では、条約の特典利用の制限と情報交換等の拡大が規定されている。

5 EU利子所得指令の影響

今回のキプロス報道で、キプロスの銀行に預金しているのは、主として、ロシアの富裕層等であるとされているが、キプロスがタックスヘイブンであることから、何故、EU諸国の富裕層の預金が問題視されないのかという疑問に対して、報道等を行われていない。

EUは、EU加盟国に居住する個人が他のEU加盟国に預金を行って、その利子所得の居住地における課税を逃れている事態に対処するために、欧州委員会は、2003年6月に利子課税指令を採択し、2005年7月から施行している。

この欧州委員会における利子課税指令の採択後、EU加盟国は、自国の法律をこの指令に沿って改正した後に、自国内にある銀行に自国以外のEU居住者の口座がある場合、そのことを本国の課税当局に連絡することになる。また、銀行法と抵触する等の理由から、情報の提供を拒む国は、情報提供に代えて、一定の金額を源泉徴収し、その一部を本国に送金することを選択したのである。これ以外に、EU加盟国ではないスイスは、自国の国民をEU加盟国の国民と同様に扱うことを条件として、EU加盟国の個人の預金利子から一定金額を源泉徴収することとした。

また、ヨーロッパおよびカリブ海に所在するタックスヘイブンについて、情報提供或いは源泉徴収のいずれかを選択させることで、EU居住者の預金の逃げ場がふさがれたのである。

中央大学商学部教授

矢内 一好